

春日龜三郎 手作り地主、上伊那郡農談会々員
太田資智 箕輪の領主太田資忠の子、資忠は文久二年旧太田知行地を受けて支配、慶応四年彦十郎資智に譲り上知となる

△赤穂村 九人

△小町谷虎作 豪農、上下伊那、諏訪三郡の最大地主、英太郎（実行教徒・上穂村 初代戸長）の養子、八年 学区取締、十二年赤穂戸長

○小町谷迦賀彦（加賀） 愛知師範卒の教員、赤須村大御食神官、上伊那郡教育会の創設者、明治二年入門

塩沢覚三郎 製糸業、二十一年資本金三万円、年間製糸高一千六百二十九貫、価格六万一千八百九十六円の工場創設者

福沢岩夫 小町谷虎作と並ぶ豪農、赤穂村三代目村長、福沢家分家、のち実業家

福沢壯太郎 手作り地主、国学者、村長長副歴任

△原 義孝 手作り地主、副戸長、開産社役員、実行教徒

△北沢八郎 手作り地主、明治三年政府から資金一万五千円を年利四分で借入れて南信商社を設立、のち開産社役員、四年上穂村戸長、八年赤穂村戸長、実行教徒

原 喜兵衛 委員、七年副戸長
秦野久助 （不詳）

△宮田村 九人

中村真八（新八） 大久保の手作り地主、副戸長

下島熊太郎 手作り地主、製糸業、副戸長

中村新六 村の大地主、売薬業、副戸長、旧天龍川白木番所役人

馬場藤一 手作り地主、副戸長

△東春近村 四人

阿部与八▽川上幸三郎▽窪村権三▽溝口伝（不詳）

△西質輪村 三人

唐沢彦三郎 手作り地主、二代目村長

西村小文吾 手作り地主、八代目村長、二十四年郡議、三十二年県議

羽場五郎治 （不詳）

△大草村 十六人（明治八年葛島村と分離、のち片桐村）

香坂彪衛 日曾利の四十戸のお館地主

仁科九八郎 北村の三十戸のお館地主、代々歌人

○倉沢美会彦（三河） 外県神社の神官、明治二年入門、委員

横前栄三郎 村の大地主、下伊那郡泰草村へ移住

樽沢喜藤治 飯沼の手作り地主、村議、後年台湾で牧場を経営

小林伴七郎 飯沼の手作り地主、戸長、旧庄屋

宮沢平八郎 谷田の約二十戸のお館地主、戸長

諏訪 俊 谷田の手作り地主、戸長

代田宇三郎 村の大地主、金貸業、七年戸長、二十二年初代宮田村長

代田吉郎 手作り地主、金貸業

細田平治 酒造業、手作り地主、副戸長、燐屋社員

有賀光彦 手作り地主

松沢源五郎 副戸長

高木成三 七年三里村副戸長

月戸 勝 副戸長

有賀孫次郎（孫三郎） 村の大地主、副戸長、戸長

意田三郎（不詳）

△中沢村 八人

阪井吉平（坂井） お館地主、七年五カ村連合戸長、十二年中沢村戸長、文化・政治面の指導

北沢伸衛 手作り地主、戸長

木下実太郎 村の大地主、副戸長、村の政治・経済指導者

竹村余三 手作り地主、戸長、二十四年郡議

竹村政造 製糸業の先駆者

野村浩平 手作り地主、郡農会議員、石灰を開発、戸長

小池龜太郎（龜次郎） 手作り地主、文化人、村史編纂、中沢村長

竹村利三郎 手作り地主、農政指導者、副戸長

△東伊那村 五人

赤須文三郎 村の大地主、酒造業、副戸長、高遠藩仕送役

高坂源太郎 沖田の学者

桑原茂喜次 全部落九十戸のお館大地主、副戸長、旧一人百姓

下平七郎 村の大地主、戸長

高坂謙輔 手作り地主、副戸長

塩沢伊八郎 養命酒製造天龍館、塩沢幸一、中沢臨川の父

塩沢恭次郎 町部落の手作り地主、副戸長

塩沢直造 飯沼の手作り地主、副戸長

佐々木宗一 下平の手作り地主、戸長

△飯島村 三人

△宮下権四郎 村一番の大地主、六年二十人取製糸工場を創業、二年伊那郡商社頭取、四年戸長、六年第十八大区

長、十六年勸農社を設立して殖産、農事を改良、旧飯島

陣屋付五十一カ村割元惣代、飯島宿問屋、名主、伊那県

庁御用達、実行教徒、俳人、茶人

下平邦蔵 教育家、七年師範学校講習生、十八年郡連合会

議員、二十一年上伊那郡蚕糸業組合長、二十三年三十

六年村長

林 所平 手作り地主、旧飯島宿脇本陣

△南質輪村 一人

清水平一郎 七年副戸長

△中質輪村 六人

○日野香々彦 国学者、重賢（平田門人、慶応四年入門）の

「高坂源太郎」

（伊那 24(9) (580)、伊那史学会編、昭和 51 年 9 月号、国立国会図書館）

全國縣の廢合が行はれ筑摩縣が廢止となり飛騨國は岐阜縣の管轄にうつり信濃南部四郡は長野縣に合併し信濃全國一縣治となつた之より南部大區には南を冠し北部には北を冠して呼ぶことゝなつた

南二十三區一小區南南村

明治十一年七月郡區町村編成法が制定せられ同十二年一月から實施せられ從來の大小區制を廢止して長野縣を十六郡とし各郡に郡役所を設立した從て大區長は廢して町村行政の指導監督は郡中一個所に歸し郡長の司る所となつた

第三節 自治制準備時代

明治十二年一月四日

伊那郡を上下二郡に分ち伊那村(今の伊那町)に上伊那郡役所を置き常圓寺を廳舎に宛てた初代の郡長は伊谷修が任命された而して各村には戸長役場が設置されこの年六月二十日新組織のもとに小林伴七郎が戸長に任命せられこの時から副戸長を廢して筆生を置いた

明治十三年四月

法律を以て町村會法が發布せられこれより町村會は必ず開設すべきものとなつた同法中第十五條に議員の資格を左の通り定めてある

町村會の議員たることを得べきものは満二十歳以上の男子にして其町村内に本籍住居を定め其町村に土地を所有する者及其父又は相續人に限る尤一戸内に於て二名以上當選者ある時は其高點者一名を採るべし

此法律に依て當選した議員は不明であるがこれに依て人民は始めて村政に參與することが出來た

明治十三年豫算二百十四圓九十九錢を以て戸長役場廳舎を中組四辻に建築して茲に移轉したそれ迄は沖田耕地に在た明治十四年十一月

明治八年合同した全國の村々も兩來圓滑を缺き町村内に紛議を起した者も少からず殊に上下伊那郡は町村分合問題に

關して諸所に紛議が再燃して折角合同した村の分離する者も少くなかつたが我南南村はこの時元の如く大草葛島四德の三村に分かれ夫れより明治十八年聯合役場の成立までの戸長は左の通りである

大草村	葛島村	四德村
仁科九八郎	北島翁輔	小松次郎吉
佐々木宗一	片桐市治郎	小松大八
村會議員氏名		

大草村(明治十六年六月)

香坂彪衛 倉澤美會彦 鈴木兼太郎 石原興三吉 高坂謙輔 仁科九八郎 鹽澤伊八郎 宮澤平八郎 小林伴七郎 樽澤喜藤治 下平七郎 鹽澤直造 高坂源太郎 桑原茂喜次 鹽澤恭次郎 諏訪七郎平

葛島村(同上)

米山榮藏 下平寛太郎 松澤惣三郎 北島鶴吉 原重吉 富永市重郎 下平傳兵衛 米山直右衛門 小池彦右衛門 米山八右衛門

同年九月 松澤惣三郎辭職 米山半右衛門當選

四德村(同上)

小池幸之助 小松君彌 小松三代吉 小松新右衛門 小松彌兵衛 小松長十郎 小松仲右衛門 仁科鎌十郎 小松金四郎 小松大八 小澤松次郎 小松健次郎 小池榮三郎 小松嘉藏

明治十六年度收支豫算

收	入	大草村	葛島村	四德村	收	入	大草村	葛島村	四德村
地價	割	一、四〇	八、六六	四、六六	地方稅下渡金	三、六〇	一〇、七〇	一〇、七〇	一〇、七〇
戸數	割	六、六六	四、六六	四、六六	建坪	割	四、六六	四、六六	四、六六



陸軍步兵少尉勳六等	陸軍步兵少尉勳六等
陸軍步兵軍曹勳七等	陸軍步兵軍曹勳七等
同	同
陸軍步兵伍長勳八等功七級	陸軍步兵伍長勳八等功七級
陸軍騎兵伍長勳八等	陸軍騎兵伍長勳八等
陸軍步兵上等兵勳八等功七級	陸軍步兵上等兵勳八等功七級
同	同
陸軍憲兵上等兵勳八等	陸軍憲兵上等兵勳八等
陸軍步兵上等兵勳八等	陸軍步兵上等兵勳八等
同	同
陸軍騎兵上等兵	陸軍騎兵上等兵
陸軍步兵一等卒勳八等	陸軍步兵一等卒勳八等
同	同

伊藤貞治	前田乙十	矢野繁重	伊藤民彌	山岸鶴吉	中原登八郎	故竹內靜一	山寺一惠	田畑久七	前田善吉	竹村伊之吉	湯澤利重	前田瑠七	伊東善吉	故小松桑十	故小池村治
------	------	------	------	------	-------	-------	------	------	------	-------	------	------	------	-------	-------

[illegible]

小松寛一郎
久馬大太郎
故竹深政重
伊東十治郎
西村彦平
宮下重治郎
伊東國太郎
小田切賢保
西村實治郎
西村鐵藏
伊東福平治
高坂源太郎

陸軍近衛步兵軍曹勳七等
陸軍步兵伍長勳八等功七級
陸軍步兵上等兵勳八等功七級
陸軍步兵上等兵勳八等
同
陸軍騎兵上等兵勳八等

西村 今朝五郎
高坂 政十
馬場 松治郎
伊東 菊太郎
伊東 源之助
伊東 今朝治郎